

岐阜市地域クラブ活動指針

令和 5 年 5 月 策定

令和 8 年 9 月 改定

ぎふ魅力づくり推進部

目 次

1 基本方針

- (1) はじめに
- (2) 岐阜市における
部活動の地域展開

2 地域クラブ活動の運営

- (1) 運営団体・実施団体の在り方
 - ①運営団体
 - ②実施団体
 - ③留意事項
- (2) 関係機関との連携体制の構築
 - ① 市との連携
 - ② 学校との連携

3 地域クラブ活動の管理

- (1) 適切な活動基準の設定
 - ① 活動時間
 - ② 休養日
 - ③ 留意事項
- (2) 活動場所
 - ① 想定される各施設
 - ② 学校施設の利用
- (3) 活動内容
- (4) 物品・備品の管理
- (5) 選手の移動
- (6) 保険の加入

4 健康管理・事故の未然防止

- (1) 生徒の健康管理
- (2) 事故の未然防止
- (3) 熱中症の未然防止
- (4) 悪天候への対応
- (5) 傷病発生時の対応

5 地域クラブの指導環境

- (1) 活動環境
- (2) 指導者
 - ① 指導者の資質
 - ② 研修の受講、資格の取得
- (3) 指導者の確保
 - ① 人材バンクの活用
 - ② 外部機関との連携
 - ③ 教職員の兼職兼業

6 地域クラブ活動の「認定制度」

- (1) 趣旨
- (2) 認定要件
- (3) 認定制度による市の支援

1 基本方針

(1) はじめに

本指針は、学校部活動の教育的意義を継承した「岐阜市認定地域クラブ活動」※を対象としている。

令和7年12月に策定された国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、新たに令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と位置付け、休日の活動を中心とした地域展開をさらに推進するとともに、地域クラブ活動の認定制度や運営体制の充実を図る方針が示された。

これを受け、岐阜県においても、令和8年3月に「岐阜県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定され、安全・安心な認定地域クラブ活動の環境整備や運営団体の基盤強化、学校と地域クラブ活動との連携強化等の推進が示された。

本指針は、国及び県の新たなガイドラインを踏まえ、岐阜市における地域クラブ活動の指導、運営及び管理等の基本的な考え方を示すものであり、地域クラブ活動の運営団体及び実施団体は、本指針を踏まえた規約等を整備するとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させながら、安全・安心で持続可能な活動を実施するものとする。

※以降、本指針において記載される「地域クラブ活動」は、全て「岐阜市認定地域クラブ活動」と同義とする。

(2) 岐阜市における部活動の地域展開

本市では、将来にわたり、本市の中学生の誰もが希望するスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会確保を目的（ゴール）に掲げ、これまで取組を推進してきた。

また、地域クラブ活動が本市の中学生の成長に資する活動となるよう「『地域クラブ活動』とは『学校部活動に置き換わる活動』である」と定義付け、部活動の教育的意義を継承する活動として実施してきた。この基本的な考え方は今後も変わらず、地域において地域がつくる地域クラブを目指す。

本市においては、令和7年度末をもって休日の全ての活動が地域への移行を完了した。今後は、地域へと移行したクラブがより安定的かつ持続的に運営されていく体制づくりや、地域人材や指導環境を生かした魅力づくりを推進するとともに、学校と連携した平日部活動の地域展開を想定しながら、生徒が主体的に参加することができる環境の整備を推進していく。

加えて、学校部活動の教育的意義や役割については、地域単位の活動においても継承・発展させる必要があるため、引き続き、地域・学校・市の三者が緊密に連携を図りながら取組を進めていく。

2 地域クラブ活動の運営

(1) 運営団体・実施団体の在り方

① 運営団体

- ・「運営団体」とは、各地域クラブ活動を統括する団体を意味する。
- ・運営団体は、学校に代わって、スポーツや文化芸術の環境をマネジメントする役割を担うことになるため、加入する生徒が安全安心に参加することができ、保護者も安心して任せることができる体制を整備する。
- ・運営団体は、指導者との連絡調整を行い、生徒の保護者と緊密な連携を図りながら、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）等の体制を整備する。

② 実施団体

- ・「実施団体」とは、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を意味する。
- ・実施団体は、活動日当日に、指導者等とともに活動場所における生徒の安全管理を行い、安全かつ充実した活動が行われる体制を整備する。

③ 留意事項

- ・地域クラブ活動中におけるトラブルや事故等の対応については、管理責任は地域クラブにあるが、必要に応じて学校や市とも連携して対応する。

(2) 関係機関との連携体制の構築

① 市との連携

- ・市の担当部署は、地域クラブ活動の統括を運営団体・実施団体のみに任せることのないよう、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。
- ・教育的意義の継承・発展に努める地域クラブ活動の場を確保するために、市は学校のエデュケーション活動以外は、学校施設の優先的な開放に努める。

② 学校との連携

- ・学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域クラブ活動の環境整備に対して、市の関係部署と協力・協働していく。
- ・地域クラブ活動は、学校部活動を地域展開して整備された活動であることから、学校との関係が切り離されるものではない。生徒が所属する中学校として運営団体と連携を図るよう努める。

3 地域クラブ活動の管理

(1) 適切な活動基準の設定

- ・運営団体及び実施団体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

① 活動時間

- ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度（大会等への参加はこの限りではない）とし、週当たりの活動時間は、平日の部活動の時間を含めて11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

② 休養日

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設定すること。

③ 留意事項

- ・地域クラブ活動の趣旨や目的を十分に理解した上で、所属する全ての生徒にとって適切な活動日・活動時間となるよう配慮する。
- ※過度な熱量によって、活動についていけない生徒が退会したり、クラブ内において「両日来るのが当たり前」等といった同調圧力が生じたりしてはならない。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ※閉庁期間中の地域クラブ活動の取り扱いについては、学校長と運営団体の協議のもと、適切な活動時間および施設使用が行われるよう、運営団体が責任をもって管理にあたる。
- ・中学校のテスト期間中等については、活動日を設けない。
- ・年末年始については、生徒の家庭や地域の行事等への参加を優先し、原則として休養日とする。
- ・第3日曜日の「家庭の日」は、原則として休養日とする。

(2) 活動場所

① 想定される各施設

- ・運動系については、原則小・中学校の体育館やグラウンド等、学校の体育施設を使用する。
- ・文化及び科学系については、原則中学校の音楽室や美術室等、校舎内にある施設を使用する。

※今後、事務局・地域・行政の三者が連携を図り、地域にある施設を有効に利用できるよう調整を図っていくことも想定される。

② 学校施設の利用

- ・活動場所については、小・中学校の施設（テニスコートを除く）を利用する場合、運営団体から岐阜市教育委員会教育施設課へ「岐阜市立学校等体育施設開放使用申請書」を提出し、許可を得て使用する。

- ・熱中症対策として、市が指定した期間中に体育館を使用する際は、空調使用料が減免される。
 - ・文化・科学系については、校舎内にある施設を使用する場合、出入り口から活動場所の動線を明確にし、他教室等へは入らない。
 - ・施設設備、用具等の定期的な安全点検を行うとともに、実施団体が活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
 - ・活動を終了する際の戸締りの確認や消灯、異常の確認等は、実施団体において確実に行う。
 - ・施設の鍵やエアコン操作盤の解錠ナンバーについては、不正に取り扱われることのないよう、運営団体と実施団体が連携し、管理を徹底する。
- ※今後、学校施設がより適切かつ正確に管理できるよう、スマートロックの導入等により施設使用申請と施錠の管理が一元化されることが想定される。

（３） 活動内容

- ・運営団体及び実施団体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的かつ自発的な活動を尊重しつつ、地域のつながりの活性化、地域文化の継承等の観点から、異年齢で多世代が一緒になって活動する場へ生徒が参画できることも工夫する。
 - ・運営団体及び実施団体は、加入者の確保や子どもたちが認められる機会を創出するため、活動内容等を生徒や保護者に対して周知する等、魅力や活力ある活動づくりに努める。
- ※将来的には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施団体は、地域クラブ活動の「新たな価値の創出」に向け、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、下記に示すような生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会の創出も想定される。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○休日や長期休業中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動 ○レクリエーション的な活動 ○シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動 ○障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動 ○複数の活動の同時体験
(アーバンスポーツ、メディア芸術、ユニバーサルスポーツ、アート活動等) |
|--|

（４） 物品・備品の管理

- ・地域クラブ活動に関わる物品の購入については、運営団体と実施団体が協議し、保護者の経済的負担に配慮した上で決定する。
- ・部活動と地域クラブ活動で、使用する物品を分けているケースや同じ物品を使用しているケース等、実態が様々であることが想定される場合は、実施団体が実情を把握しながら、学校とも連携を図り、適切に物品が管理されるよう努める。
- ・学校施設にかかわる修繕や改修については、学校備品にも関係する場合があるため、適宜運営団体と中学校で協議を行い、対応を進める。

（５）選手の移動

- ・大会や練習試合等、校外における活動の際、運営団体は事前に参加者数や活動場所、交通手段を把握する。
- ・移動手段は公共交通機関の利用を原則とするが、困難な場合は、自転車やタクシー、貸切バスの利用も想定される。
- ・自転車を利用する場合は、ヘルメットの着用及び交通ルールへの遵守を事前に確認した上で、移動経路や人数等を考慮しながら安全確保を第一とする。
- ・タクシー、貸切バスを利用する場合は、保護者が帯同し、移動途中の生徒の状況が把握できるようにする。
- ・やむを得ず自家用車による乗り合わせが必要である場合、当日に実施団体において運転者の把握や健康状態の確認、移動経路の確認等を確実にを行う。

（６）保険の加入

- ・運営団体・実施団体は、活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒に対して、保険への加入を義務付ける。
- ・加入する保険については、自身のけが等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険も保障対象となる保険を選定する。
- ・各運営団体で加入したスポーツ保険等の対象となる活動中の事故については、運営団体において確実に手続きを行う。

※地域クラブ活動は学校部活動と異なり、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」による医療費補助の対象とならない。

4 健康管理・事故の未然防止

（１）生徒の健康管理

- ・実施団体は、本人・保護者からの情報提供等により生徒一人ひとりの健康状態を事前に把握するとともに、できる限り活動中の生徒の様子を見届け、疲労状況等の状況把握に努める。
- ・運営団体・実施団体は、計画的な活動により、生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう指導者と連携する。

（２）事故の未然防止

- ・けがや事故を未然に防止し、安全な地域クラブ活動を実現するため、実施団体は救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、地域クラブとしての安全管理体制を整備する。
- ・実施団体は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。

- ・運営団体及び実施団体は、生徒自身が安全に関する知識や技能について、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう努める。

（３） 熱中症の未然防止

- ・梅雨時や夏季など熱中症の心配がある時期の活動については、実施団体が休憩を十分取ったり塩分・水分補給などを確実に行ったりするなどして、生徒の健康管理について万全の体制で活動を行う。
- ・高温や多湿時における活動については、運営団体・実施団体が延期や中止、時間の短縮を含めた運営の見直し等、柔軟な対応を行う。
- ・暑さ指数（WBGT）が31を超える場合は、原則活動は中止する。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、実施団体が早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

（４） 悪天候への対応

- ・悪天候が予想される場合、運営団体及び実施団体は生徒の活動場所までの往來を考え、無理な活動を実施しないよう努める。
- ・屋外の活動中において雷の音や光に気付いた場合、実施団体は即時活動を中止し、生徒を安全な場所へ一時避難させる。
- ・万が一活動中に何らかの気象警報が発令された場合、実施団体は生徒を安全な場所へ避難させた上で、保護者に連絡を取り、生徒の引き渡しを確実に行う。

（５） 傷病発生時の対応

- ・運営団体及び実施団体が連携し、緊急時の連絡先等を確認するとともに、活動場所にいる実施団体は適切な対応や処置ができるよう努める。
- ・活動中(大会、練習試合等を含む)のけがについては、医療機関で診察、治療を受ける。
- ・実施団体は保護者への連絡をその場で即時に行うことに加え、運営団体ならびに学校への情報提供を行う。

５ 地域クラブの指導環境

（１） 活動環境

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、生徒一人ひとりの成長を支えることができるよう、運営団体・実施団体は、次の事項を遵守する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の人権や人格を尊重する。 ○生徒の自主性を尊重する。 ○生徒の発達の段階を考慮した指導に努める。 ○障がいのある生徒を含め、全ての生徒が参加しやすい環境づくりに努める。 ○適切な活動時間及び休養日を確保し、生徒の心身の健康に配慮する。 ○勝利や結果のみを重視するのではなく、活動過程や努力を評価する。 |
|--|

- 生徒との信頼関係を築き、安心して活動できる環境づくりに努める。
- 学校、保護者及び運営団体と連携しながら指導を行う。

(2) 指導者

① 指導者の資質

- ・地域クラブ活動に携わる指導者は全て、法令等に基づき公正中立の立場で指導することが厳しく求められるため、以下の行為を行わないことを誓約した上で指導にあたる。

- 体罰（故意又は反復の有無、強度の程度を問わない）
- わいせつ行為、性的言動、性的ハラスメント
- 暴力行為、脅迫、威圧的言動、人格を否定する発言
- いじめ又は差別的言動に該当する行為
- 体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な“しごき”や“追い込み”罰としての特訓、その他これらに類する行為
- 横領、窃取、詐取、補助金や助成金の不正受給、脱税その他の不適切な経理処理

- ・指導者が上記行為を行ったことが判明した場合、当該地域クラブ活動の指導を即時中止し、今後一切、市内全ての地域クラブ活動の指導にあたらせない。

② 研修の受講、資格の取得

- ・指導者は教育的な指導が望まれることから、市もしくは運営団体が指定した研修を必ず受講する。
- ・研修会において、効果的な練習方法、スポーツ医・科学、コンプライアンス、アンガーマネジメント、体罰、ハラスメントの根絶等について定期的に学ぶことにより、自身の指導観のアップデートを図り、日々移り変わる中学生の実情に応じた指導の実現に努める。

(3) 指導者の確保

- ・安全確保及び充実した指導体制を構築するため、指導者は各実施団体において複数配置されていることが望ましい。
- ・新たな指導者を確保したい場合、下記のいずれかの方法が想定される。

① 人材バンクの活用

- ・岐阜市地域クラブ活動指導者人材バンクにおいて希望する指導者がいる場合、運営団体はLoGoフォームから必要事項を入力し、ぎふ魅力づくり推進政策課へ情報提供依頼を行う。（詳細は岐阜市ホームページを参照）

② 外部機関との連携

- ・各競技団体・スポーツ少年団の指導者、競技・活動経験のある大学生、文化芸術団体の指導者など、様々な関係機関からの指導者確保に努める。

③ 教職員の兼職兼業

- ・専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ新たな地域クラブ活動での指導を強く希望する教職員は、兼職兼業届により地域指導者になることができる。その際、中学校

の教職員以外でも指導を希望する場合は、兼職兼業の手続きをすることができる。

- ・兼職兼業の際には、本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう運営団体が十分に確認するとともに、勤務校における業務への影響の有無、健康面への配慮など、学校運営に支障がないことも、勤務校の管理職へ事前確認する。

6 地域クラブ活動の「認定制度」

※詳細については「**岐阜市地域クラブ活動の認定に関する要綱**」を参照

(1) 趣旨

- ・部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動について、競技結果を主目的とした チーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、認定要件及び認定手続き等に基づき、本市において地域クラブ活動を認定する仕組みを構築する。
- ・認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

(2) 認定要件

- ・部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた活動であり、かつ、地域クラブ活動の対象区域内に居住する生徒が参加を希望する場合、等しく受け入れる体制が整備されていること。
- ・適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ・活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ・適切な指導の実施体制が確保されていること
- ・適切な安全管理体制が確保されていること
- ・適切な運営体制が確保されていること
- ・活動拠点となる中学校等との連携が適切に行われていること

(3) 認定制度による市の支援

- ・認定地域クラブ活動に対して、市は下記の公的支援を行う。
 - ①生徒・保護者等に対する、市からの情報提供
 - ②地域クラブ活動の運営等への財政支援
 - ③学校施設の優先利用
 - ④空調使用料の減免
 - ⑤就学援助の対象